

## 自衛隊の国民監視活動の中止を求める意見書

陸上自衛隊情報保全隊による市民運動への国民監視活動が、内部文書により明らかとなった。「まるで戦前の特高警察のようだ」、「憲兵隊を思わせる」など、国民、市民の中に衝撃と怒りが広がっている。

監視活動の対象は、「消費税増税反対」、「医療費負担増の凍結・見直し」、「国民春闘」など、あらゆる活動を監視下に置き、「関係団体」、「内容」、「勢力等」や個人名まで記録し、監視し、収集した国民の運動を「日本共産党系」、「民主党と連合系労働組合」などと勝手に区分をすることまでしていた。

映画監督や画家、写真家、ジャーナリストなどの動向も監視下に置き、宗教団体の行った平和運動も監視・記載していた。

また、各地の市町村議会で行われた「イラク派兵反対決議」についても、その発議者、賛否議員数、議会構成など詳細に記録しており、地方議会の活動も監視対象としていた。

2003年、「情報保全隊」を設置した際、政府はその任務について、それが自衛隊の部隊と機関の保全のための業務を行い、情報収集もその範囲で必要なものに限って行うこと、その対象は、「あらかじめ防衛秘密を取り扱うものとして指定した関係者のみに限定する」と当時の防衛庁長官が答弁していた。

自衛隊という軍隊が国民の知らない間に国民のあらゆる活動を系統的に調べ上げ監視し、記録するという行為は、日本国憲法をじゅうりんし、自衛隊法などにも根拠を持たない違法・違憲の活動である。

軍事組織である自衛隊が、政府の政策や自衛隊の活動に批判的な市民や政党の活動を監視していることは、民主政治を危うくさせるものであり絶対に許されない。

旧日本軍の治安機関であった憲兵隊がやがて国民全体の監視機関となり、国民全体を弾圧する機関となっていく戦前の暗黒政治の苦い経験を忘れてはならない。これは戦前の「憲兵政治」復活にもつながる重大問題である。

自衛隊による国民の監視活動は、集会、結社及び言論、出版などの表現の自由を保障した憲法第21条、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利を保障した憲法第13条、信教の自由を保障した憲法第20条に違反し、写真の隠し撮りなどは国民のプライバシーを侵害する明白な犯罪行為である。この行為は、国民全体の自由と民主主義にかかわる問題で、いかなる理由があろうとも絶対に許されるものではない。

よって、本市議会は、政府に対し、自衛隊情報保全隊の活動の全容を明らかにするとともに違憲・違法な監視活動を直ちに中止させるよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年 6 月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司